

茨城県報

号外第88号

昭和61年5月8日

木曜日

目 次

告 示

	ページ
●土地改良法に基づく換地計画の審査(農地管理課).....	1
●新規土地改良事業の認可(2件)(").....	2
●過疎地域振興特別措置法に基づく整備事業の完了(道路建設課).....	2
●道路の区域変更・供用開始(2件)(道路維持課).....	3
●都市計画事業の認可(都市施設課).....	4
●土地改良区役員の就退任・住所変更(4件)(土地改良事務所).....	4

公 告

●昭和61年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付要項(環境管理課).....	7
●大規模小売店舗の廃止に関する公示(商業振興課).....	13
●高齢者雇用安定センターの業務を行う者の指定(職業安定課).....	13
●開発行為の工事完了(5件)(建築指導課).....	13
●道路位置の指定(3件)(").....	15

告 示

茨城県告示第732号

昭和61年3月27日付けで認可申請のあつた十家地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年5月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和61年5月15日から昭和61年6月6日まで

3 縦 覧 の 場 所 水海道市役所

茨城県告示第733号

昭和61年2月10日付けで八郷町長中村謙一から認可申請のあつた仲内地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和61年4月24日認可した。

昭和61年5月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第734号

昭和60年10月26日付けで伊讃美ヶ原記念揚水土地改良区から認可申請のあつた与平浦地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和61年4月24日認可した。

昭和61年5月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第735号

過疎地域振興特別措置法(昭和55年法律第19号)第14条第1項の規定により実施した基幹道路の整備事業は次のとおり完了した。

昭和61年5月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
一級村道 大 沢 線	西茨城県七会村大字下赤沢字鏡石917から 西茨城県七会村大字下赤沢字大沢国有林58林班 ろの1まで	道路改良	昭和61年2月10日
一級村道 幹1-4号線	東茨城県桂村大字高久字寄居305-1から 東茨城県桂村大字上坏字檜木戸605-1まで	道路改良	昭和61年3月15日
一級村道 野 沢 線	那珂郡美和村大字氷ノ沢字境目ヶ沢1703から 那珂郡美和村大字氷ノ沢字境目ヶ沢1695-3ま で	道路改良	昭和61年3月15日
一級村道 下小瀬国長線	(1工区) 那珂郡緒川村大字国長字鼓石7-1から 那珂郡緒川村大字国長字原468-1まで (2工区) 那珂郡緒川村大字下小瀬字川内3-2から 那珂郡緒川村大字下小瀬字根柄259まで	道路改良	昭和61年3月15日

茨城県告示第736号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和61年5月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年5月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田烏山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡美和村大字下檜沢字前林 2107—2番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 15.00	517.00	
		最小 4.50		
那珂郡美和村大字下檜沢字下市場 894—5番地まで	新	最大 15.00	517.00	バイパス建設に伴う 区域変更
		最小 4.50		
		最大 46.00	517.00	
		最小 6.00		

茨城県告示第737号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和61年5月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年5月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道常陸太田烏山線
- 2 供用開始の区間 那珂郡美和村大字下檜沢字前林2107—2番地から
那珂郡美和村大字下檜沢字下市場894—5番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年5月8日

茨城県告示第738号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和61年5月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 笠間市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
笠間都市計画道路事業
3・4・2大和田甲の山線
- 3 事業施行期間 昭和61年5月8日から（県報告示の日）昭和63年3月31日まで
- 4 事業地 茨城県笠間市大字笠間字下田、並びに大字石井字槐堂、及び字南町地内

茨城県告示第739号

東茨城郡茨城町大字長岡1702番地に事務所を置く茨城町明光土地改良区から、次のとおり役員が住所を変更した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和61年5月8日

茨城県水戸土地改良事務所長 久保田 達 哉

- 1 変更前

	氏 名	職 名	住 所
	入之内 克 司	理 事	東茨城郡茨城町大字前田216番地
- 2 変更後

	氏 名	職 名	住 所
	入之内 克 司	理 事	東茨城郡茨城町大字前田1677の200番地

茨城県告示第740号

那珂湊市和田町2丁目12番1号に事務所を置く平磯土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和61年5月8日

茨城県水戸土地改良事務所長 久保田 達 哉

- 1 退 任

	住 所	職 名	氏 名	摘 要
	那珂湊市平磯町5404	理 事	田 崎 儀 介	
	" 阿字ヶ浦町614	"	明 沼 秀 雄	

"	平磯町1275—1	"	根 本 進
"	" 1488	"	黒 沢 五郎八
"	磯崎町4153の2	"	大 内 勝 雄
"	" 3673	"	軍 司 忠 彦
"	阿字ヶ浦町1333	"	黒 沢 直
"	平磯町1011	監 事	黒 沢 清 重
"	" 1825	"	大 内 藤一郎

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂湊市平磯町5404	理 事	田 崎 儀 介	
" 阿字ヶ浦町614	"	明 沼 秀 雄	
" 平磯町1257の1	"	根 本 進	
" " 1488	"	黒 沢 五郎八	
" 磯崎町4153の2	"	大 内 勝 雄	
" " 3673	"	軍 司 忠 彦	
" 阿字ヶ浦町1333	"	黒 沢 直	
" 平磯町1091	"	飛 田 義 男	
" " 1825	監 事	大 内 藤一郎	
" 磯崎町4442	"	薄 井 藤 吉	

茨城県告示第741号

那珂郡東海村船場768番地に事務所を置く東海坏土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和61年5月8日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 皆 川 孝 英

就 任

住 所	職 名	氏 名
那珂郡東海村大字村松173	監 事	須 藤 武 夫

茨城県告示第742号

猿島郡三和町に事務所を置く三和西部土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和61年5月8日

茨城県境土地改良事務所長 片岡満男

1 退任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡三和町大字駒込960	理 事	関 六 男	
" " " 355	"	関 光三郎	
" " " 631	"	竹 内 徳 司	
" " 大字上片田420	"	森 善一郎	
" " " 790の9	"	轟 見 工	
" " " 353の2	"	木 村 清四郎	
" " 大字諸川2250	"	猪 瀬 松 雄	
" " " 1289	"	中 村 浪 三	
" " " 1347の1	"	鈴 木 三 好	
" " " 389の1	"	赤 岩 正 夫	
" " " 793の2	"	卯 木 喜 七	
" " 大字下片田370	"	山 中 勝 布	
" " " 595	"	山 中 布治郎	
" " " 608	"	山 中 功 光	
" " 大字大和田911	"	石 川 平八郎	
" " 大字下片田585	監 事	山 中 康 司	
" " 大字上片田209	"	武 井 正 男	
" " 大字仁連1056	"	鈴 木 孝 男	

2 就任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡三和町大字諸川1118の1	理 事	猪 瀬 勝 治	
" " " 1291の2	"	関 桂三郎	
" " " 1828	"	鈴 木 正 勝	
" " " 2333	"	関 梅 雄	
" " 大字駒込355	"	関 光三郎	
" " " 958の1	"	関 道 雄	
" " " 702	"	竹 内 二 恵	

〃	〃	大字上片田723	〃	霧 見 清
〃	〃	〃 1074の1	〃	木 村 隆
〃	〃	大字下片田373	〃	森 邦 雄
〃	〃	〃 629	〃	山 中 正 直
〃	〃	大字上片田386の1	〃	小野里 卯 作
〃	〃	大字下片田380	〃	山 中 喜 秀
〃	〃	大字大和田1121の1	〃	野 本 守 一
〃	〃	大字仁連1056	〃	鈴 木 孝 男
〃	〃	大字下片田583の1	監 事	山 中 康 司
〃	〃	大字諸川389の1	〃	赤 岩 正 夫
〃	〃	大字上片田638の2	〃	霧 見 延 治

公 告

●昭和61年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付要項

昭和61年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付要項を次のように定める。

昭和61年5月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和61年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県自然環境保全条例(昭和48年茨城県条例第4号)に基づいて指定した自然環境保全地域及び緑地環境保全地域(以下「保全地域」という。)における自然環境の適切な保全及び管理を図るため、知事は、保全地域内の土地所有者に対し、茨城県自然環境保全協力奨励金(以下「協力奨励金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「土地」とは、保全地域内の土地で現況が山林、原野、池沼、その他知事がこれらの土地に準ずると認める土地をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、次に掲げる年度に指定された保全地域内の土地所有者とする。ただし、交付する年度の初日の属する年の1月1日現在における保全地域内の土地所有者とする。

- (1) 昭和59年度以前に指定された保全地域内の土地所有者に対しては、協力奨励金を交付するものとする。
- (2) 昭和60年度に指定された保全地域内の土地所有者に対しては、協力記念品を交付するものとする。

2 前項において、所有者が国、地方公共団体並びに国、地方公共団体が出資している公社、公団その他知事がこれらの者に準ずると認める者については除くものとする。

3 共有地における土地の共有者及び同一世帯の土地所有者については、全員をもつて一所有者とみなし、その代表者に交付する。

(協力奨励金の額)

第4条 協力奨励金の額は、土地所有者一人につき、その所有する土地の面積の合計が15,000㎡以下の場合には5,000円、15,000㎡をこえる場合は15,000㎡ごとに5,000円を加えた額とする。ただし、15,000㎡に満たない場合は15,000㎡として換算する。

(申請書の提出)

第5条 協力奨励金の交付を受けようとする者は、昭和61年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を保全地域の所在する市町村長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、協力記念品の交付申請は要しないものとする。

2 協力奨励金の交付を受けようとする者が、共有地の土地所有者である場合には、代表者を選任して、当該代表者によつて前項の申請書を提出するものとする。

3 前項の場合においては、代表者選任届(様式第2号)を申請書と合わせて提出するものとする。

4 同一世帯の土地所有者にあつては、社会通念上代表者とみなされる者が申請書を提出するものとする。

第6条 申請書は、当年度内にすみやかに提出するものとする。

(交付決定)

第7条 知事は、申請書を受領したときは、内容を審査し、協力奨励金の交付を決定する。

(交付決定通知)

第8条 知事は、協力奨励金の交付を決定したときは、申請者に対し、昭和61年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知し、かつ、当該市町村長に対し、昭和61年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付決定通知書(様式第4号)により、その旨を通知するものとする。

(交付の方法)

第9条 知事は、交付を決定したときは、申請者に対し、原則として口座振替払の方法により交付する。

2 協力記念品の交付に際しては、受領書を徴するものとする。

(協力奨励金の返還等)

第10条 知事は、偽りその他不正の手段により協力奨励金の交付を受けた者及び奨励金の交付目的に著しく反する行為を行つた者に対し、協力奨励金の全部又は一部を返還又は交付保留することができる。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は別に定める。

様式第1号

昭和61年度自然環境保全協力奨励金交付申請書

昭和 年 月 日

茨城県知事 竹 内 藤 男 殿

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

㊟

(電話番号)

昭和61年度茨城県自然環境保全協力奨励金の交付を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 対象土地の所有地等

市 町 村 名	大 字 ・ 字	地 番	現況地目	面 積
				m ²
	計			
市町村長の確認	上記のとおり確認した。			
	昭和 年 月 日			
	市町村長職氏名			㊟

協 力 奨 励 金 振 込 先

金融機関名	銀 行		本 店
預 金 口 座	普通預金・当座預金	口座番号	
預金名義人			

- ※ 該当するものを○で囲ってください。
- 注1 この申請書は、土地が所在する市役所・町村役場に提出してください。
 - 2 共有地については、代表者が提出してください。この場合「代表者選任届」を提出してください。
 - 3 預金口座を設けていない方は、必ず最寄りの銀行、農業協同組合等に預金口座を設けてください。
 - 4 申請者と預金名義人が同一人でない場合は、口座振込みはできません。
 - 5 郵便局の預金口座への振込みはできません。

様式第2号

代 表 者 選 任 届

次の者を代表者として選任し、昭和61年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付要項に基づく協力奨励金交付申請書の提出及び受領に関する一切の権限を委任したので届け出ます。

昭和 年 月 日

代表者 住 所
氏 名
電話番号

印

茨城県知事 竹 内 藤 男 殿

住	所	氏	名	印

注： 社寺有地，区有地等の場合には，氏子総代，区長，区役員等の複数の者の住所，氏名，押印がされていれば，他の者の分については省略してさしつかえありません。ただし，個人の共有地の土地所有者に係る分については省略できません。

様式第3号

昭和61年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付決定通知書

昭和 年 月 日

殿

茨城県知事 竹内藤男 印

昭和 年 月 日付けで申請のあつた、昭和61年度茨城県自然環境保全協力奨励金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付金額 円

様式第4号

昭和61年度茨城県環境保全協力奨励金交付決定通知書

昭和 年 月 日

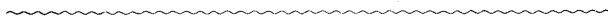
殿

茨城県知事 竹内藤男 閣

昭和61年度茨城県自然環境保全協力奨励金として交付申請書のあつた貴(市・町・村)分については、下記のとおり決定したので通知します。

記

住 所	氏 名	面 積	交 付 金 額
		m ²	円



●大規模小売店舗の廃止に関する公示

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の公示は、その効力を失ったので、同法第3条第5項の規定により、公示する。

昭和61年5月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

飯 島 勝

2 建物の名称及び所在地

ジンマート渡里店

水戸市堀町965-1

●高年齢者雇用安定センターの指定

高年齢者等の安定に関する法律(昭和46年法律第68号)第40条及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令(昭和51年政令第252号)第3条の規定に基づき、昭和61年5月1日付けで同法第41条に規定する業務を行う者として次の者を指定したので、同法第44条において準用する同法第24条第2項及び同令第3条の規定に基づき、公示する。

昭和61年5月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称 社団法人 茨城県雇用開発協会

住 所 茨城県水戸市三の丸1丁目4番50号

事務所の所在地 茨城県水戸市三の丸1丁目4番50号

●開発行為の工事完了

都市記画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年5月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事の完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

行方郡潮来町大字潮来字浅間下5065番地-1, 5065番地-2, 5064番地-1, 5064番地-2及び5063番地-2

2 事業主の住所及び氏名

行方郡潮来町大字潮来209番地

遠峰酒造株式会社

代表取締役 遠 峰 功 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市平和町4180—418

- 2 事業主の住所及び氏名

古河市中央町1丁目10番10号

財団法人 古河市住宅公社

理事長 小 倉 利三郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市大和田町字道場内2281番2, 2281番3, 2282番2, 2282番4, 2282番5, 2283番2,
2283番3

- 2 事業主の住所及び氏名

千葉県船橋市海神4—14—8

有限会社 いわき

代表取締役 園 部 典 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷田部町島名字木崎156番1, 162番, 163番, 164番, 165番, 167番, 168番, 169番,
170番, 171番, 172番, 字関ノ臺173番1, 174番, 175番

- 2 事業主の住所及び氏名

筑波郡谷田部町島名421番

有限会社 いしかわ

代表取締役 石 川 英 昭

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年5月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字江川新宿字中篠1969番71の一部, 1971番5の一部, 1973番27の一部

- 2 事業主の住所及び氏名

結城市大字結城8173番

結城農業協同組合

理事長理事 岡 田 壽 一

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和61年5月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第249号	61. 4. 21	高安 五郎	鹿島郡鹿島町 大字宮中936	鹿島郡鹿島町大字宮中 字御園生913-11	4.30	31.00
潮土木指令 第255号	61. 4. 24	(株)大正恒産 代表取締役 出頭 正明	鹿島郡銚田町大 字畑田1213-103	鹿島郡大野村大字荒井 字後378-14	6.20	48.94
下土木指令 第602号	61. 4. 25	小林 勝一	結城市大字小田 林1360	結城市大字結城字砂窪 11985~6.9.11.16. 18.19	4.20	35.23

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所